

資料 3 環境保健行政の現状について

- ① 熱中症対策の現状について 1
- ② SAICM 等国際的な化学物質管理の動向について 5
- ③ 化学物質審査規制法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の現状について 11
- ④ 水俣病特措法に基づく救済措置に係る判定結果について 35

①熱中症対策の現状について

熱中症に関する取組について

環境省環境保健部環境安全課

1. 熱中症関係省庁連絡会議の開催

熱中症の予防と応急対策に係る知識の普及、熱中症対策関連情報の周知、地域の実情に応じた対策を推進するため、関係省庁の緊密な連携を確保し、熱中症対策の効率的・効果的な実施方策の検討及び情報交換を行うことを目的として、熱中症関係省庁連絡会議を設置している。

※ 構成員：消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、気象庁、環境省(事務局)

2. マニュアル等の作成・配布

(1) 熱中症環境保健マニュアル、リーフレット及びカード等の作成

① 熱中症環境保健マニュアル：

平成 17 年度より、熱中症についての新しい科学的知見や関連情報を紹介することを目的とし、熱中症に関する保健指導マニュアルを作成。平成 26 年度、最新の情報及び知見を踏まえ更新。



② リーフレット及び携帯型カード：

平成 21 年度より、一般の方々の利便性等を考慮して、熱中症の予防方法や対処方法などの要点について、より分かり易くまとめたリーフレット「熱中症～ご存じですか？予防・対処法～」及び携帯型カード「熱中症予防カード」を作成。

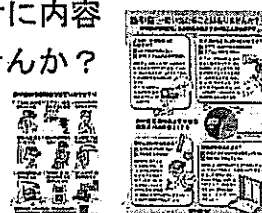


③ 高齢者向けリーフレット及びポストカード

平成 23 年度、前年の猛暑における事例を踏まえ、高齢者向けに内容を特化したリーフレット「熱中症～思い当たることはありませんか？」及び同内容を抜粋したポストカードを新たに作成。



平成 24 年度、ポストカードのデザインを変更。



(2) 熱中症環境保健マニュアル、リーフレット及びカード等の配布

講習会参加者、地方自治体、教育機関や教育委員会及び老人福祉施設協議会等の関係団体等に配付。

<作成部数の実績>

	環境保健 マニュアル	リーフレット (一般向け)	リーフレット (高齢者向け)	ポスト カード	携 帯 型 カード
平成 24 年度	16,000	300,000	700,000	140,000	203,000
平成 25 年度	17,000	307,000	794,000	62,000	203,000
平成 26 年度	58,000	571,500	943,000	93,000	391,500

② SAICM 等国際的な化学物質管理の動向 について

国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM） について

環境安全課

1. 概要

「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」（Strategic Approach to International Chemicals Management, SAICM）は、2020 年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすること（WSSD2020 年目標）を目標とし、国際的な化学物質の適正管理に向け、各国政府、国際機関、産業界、市民団体等が進めるべき取組を取りまとめたもの。「国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言」、「包括的方針戦略」及びこれらに関するガイダンス文書「世界行動計画」の三つの文書よりなる。

2. 我が国における取組について

我が国では、平成 18 年及び 24 年にそれぞれ策定した第三次及び第四次環境基本計画において、SAICM に沿って国際的な観点に立った化学物質管理を位置付けるとともに、政府内に SAICM 関係省庁連絡会議を設置し、具体的な施策の推進に際し、関係省庁間の連絡調整の円滑化を図ってきた。

平成 24 年 9 月には、上記連絡会議において、我が国における SAICM に沿った化学物質管理に関するこれまでの取組を概観するとともに WSSD2020 年目標の達成に向けた今後の戦略を示すものとして、「SAICM 国内実施計画」を取りまとめた。この取りまとめに際して、市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が参加する意見交換等の場である「化学物質と環境に関する政策対話」において議論を行った。また、同計画について、2012 年 9 月に開催された第 3 回国際化学物質管理会議（ICCM3）において報告を行った。

3. 今後の予定

2015 年に開催予定の ICCM4 に先立って同計画の実施状況の点検及び必要に応じて見直しを実施し、その結果について公表するとともに ICCM4 に報告する。

ICCM4に向けたスケジュール

	環境保健部会 (環境基本計画)	SAICM 関係省庁連絡 会議	化学物質と環境 に関する政策対話	SAICM に係る 国際動向
2012 年	第 4 次環境基本 計画を閣議決定 (4 月 24 日)	第 10 回 SAICM 関係省 庁連絡会議 (9 月 6 日) ・ SAICM 国内実施計画 取りまとめ		第 3 国際化学物質 管理会議 (ICCM3) (9 月 17-21 日)
2014 年				
4-6 月	・ 各省による点検 ・ 点検報告書 (案) の作成 環境保健部会 (6 月 25 日)	第 11 回 SAICM 関係省 庁連絡会議 (5 月 15 日) ・ SAICM 国内実施計画の進 捗状況の点検 (及び要すれ ば見直し) へ向けた進め方		
7-9 月	・ 関係部会への報告 (7~8 月) 環境保健部会 (9 月 5 日) ・ 「今後の課題」につ いて	・ 国内実施計画への取組 状況の調査	第 5 回「化学物質と環境 に関する政策対話」 (8 月 4 日)	
10-12 月	総政部会への報告 (10/10) 「環境基本計画点 検報告書」閣議報 告 (12 月)	第 12 回 SAICM 関係省 庁連絡会議 (10~12 月) ・ SAICM 国内実施計画点検 報告書 (政府取組) の状況 報告と確認	第 6 回「化学物質と環境 に関する政策対話」 (11~12 月) ・ 各主体による SAICM 国 内実施計画の実施状況 について	国際化学物質管理 会議に関する公開 作業部会 (OEWG) 第 2 回会合 (12/14-17、ジュネ ーブ) ※12/14 は各地域会合

③化学物質審査規制法に基づく優先評価化学物質のリスク評価の現状について

平成26年9月5日
第31回中央環境審議会環境保健部会

資料 3－③

化学物質審査規制法に基づく 優先評価化学物質のリスク評価の現状

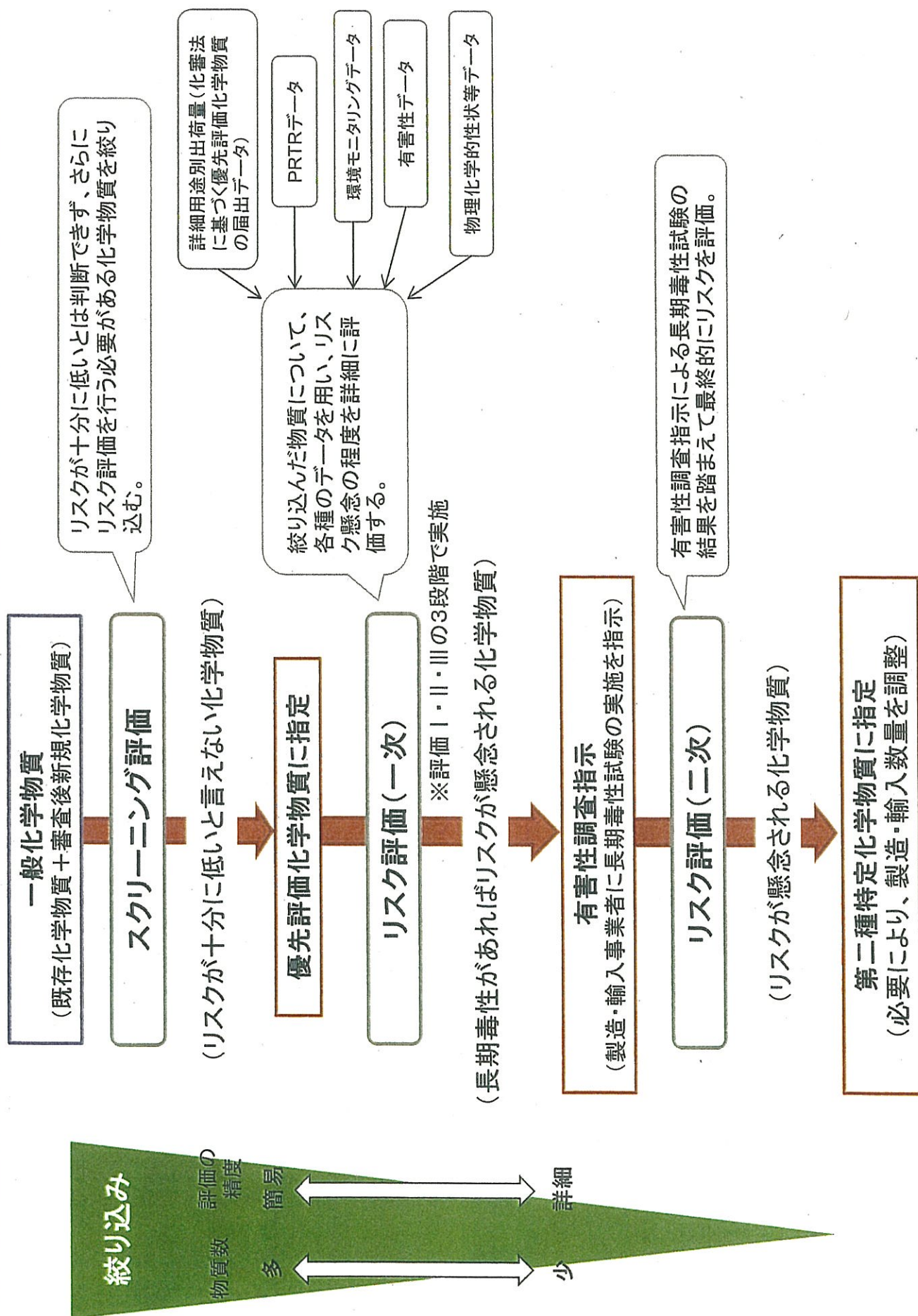
平成26年9月
化学物質審査室

規制対象物質の指定状況

平成26年8月時点

規制対象物質の種類	定義	指定 物質数
第一種特定化学物質	難分解性、高蓄積性、人又は高次捕食動物への長期毒性	30
第二種特定化学物質	人又は生活環境動植物への長期毒性、相当広範な地域の環境中に相当程度残留	23
監視化学物質 (第一種特定化学物質の候補物質)	難分解性、高蓄積性、人又は高次捕食動物への長期毒性は不明	37
優先評価化学物質 (第二種特定化学物質の候補物質)	低蓄積性、第二種特定化学物質の有害性要件(人又は生活環境動植物への長期毒性)に該当しないことが明らかであるとは認められない、環境中に相当程度残留	169

化審法における上市後の化学物質のリスク評価の流れ



スクリーニング評価の実施状況

○平成21年改正法の施行後、これまでに4回の合同審議会において、一般化学物質のスクリーニング評価を実施し、優先評価化学物質相当の物質の判定を行っている。

	平成22年度 (平成23年1月審議)		平成23年度 (平成24年1月審議)		平成24年度 (平成24年7月審議)		平成25年度 (平成25年7月審議)	
	人健康	生態	人健康	生態	人健康	生態	人健康	生態
評価単位物質	682物質	212物質	109物質	275物質	10,792物質		11,979物質	
製造輸入数量 10t超 【評価対象物質】	447物質	166物質	101物質	188物質	7,054物質		7,819物質	
優先評価 化学物質 相当	88物質※		8物質		46物質※※		40物質	
	75物質	20物質	6物質	4物質	31物質	21物質	17物質	23物質

※ 平成24年1月に1物質指定取消。

※※ 指定の際に類似の構造を持つ2物質をまとめて1物質として指定。

リスク評価(一次)について

リスク評価(一次)は、評価Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの3段階構成

<評価Ⅰ>

有害性評価は、スクリーニング評価時と同じ情報※を用いて行い、暴露評価は、製造・輸入数量等の届出情報のみを用いて行う。これにより、評価Ⅱを進める優先順位づけを行う。

※化審法上で届出又は報告された情報、国が実施した既存点検情報、
国が収集した文献情報、事業者からの任意の報告情報等

<評価Ⅱ>

有害性評価は、有害性情報を追加的に収集して行い、暴露評価は対象範囲を増やしてリスク評価を行う。既往のPRTRデータやモニタリングデータも活用して行う。これにより、リスク評価を行い、直ちに第二種特定化学物質への指定又は有害性調査の指示の可否を判断する。それらの判断に至らないときは評価Ⅲに進む。

<評価Ⅲ>

取扱い情報や追加モニタリングデータ等も用いてリスク評価を精緻化し、有害性調査指示の必要性について判断する。

リスク評価(一次)評価Ⅰの実施状況

○これまでにリスク評価(一次)評価Ⅰを3回実施している。現在までの通算で、平成24年度までに指定された優先評価化学物質計140物質のうち、製造・輸入数量の全国合計値が10t超の116物質を対象に、詳細用途別出荷量等を用いて、評価Ⅰを実施した。平成24年度においては18物質、平成25年度においては8物質、平成26年度においては16物質について新たに評価Ⅱに着手することとした。

実施年月	H24.7	H25.7	H26.7
優先評価化学物質※1	87 物質	95 物質	140 物質
リスク評価(一次)評価Ⅰの対象	86 物質	79 物質	116 物質
評価Ⅱに着手する物質 (人健康影響) (生態影響)	18 物質 (11物質) (7物質)	8 物質 (1物質) (7物質)	16 物質 (3物質) (13物質)
上記に該当せず、次年度、引き続き評価Ⅰを行う物質	63 物質	62 物質	97 物質
全国推計排出量1t以下の物質 (当面の間、数量監視※2を行い、次年度、評価Ⅰを行う物質) (優先評価化学物質の指定の取消しを行う物質)	5 物質 (-) (-)	6 物質 (-) (-)	7 物質 (3物質) (4物質)
製造・輸入数量の全国合計値10t以下の物質 (当面の間、数量監視※2を行い、次年度、評価Ⅰを行う物質) (優先評価化学物質の指定の取消しを行う物質)	1 物質 (-) (-)	2 物質 (-) (-)	5 物質 (4物質) (1物質)

※1・・・H24.7実施では平成23年4月指定物質(H24.1に1物質指定取消)、H25.7実施では平成23年度までの指定物質、H26.6実施では平成24年度までの指定物質が対象。

※2・・・過去3年以上、製造・輸入数量の全国合計値が10t以下の物質、又は全国推計排出量が1t以下の物質については、化審法第11条に基づく優先評価化学物質の指定の取消しを行う。

リスク評価(一次)評価Ⅱを実施中の優先評価化学物質①

平成24年度 18物質

<人健康影響(11物質)>

- ・ヒドラジン
- ・ジクロロメタン
- ・クロロエチレン
- ・1,2-エポキシプロパン
- ・ホルムアルデヒド
- ・ベンゼン
- ・1,3-ブタジエン
- ・1,2-ジクロロプロパン
- ・エチレンオキシド
- ・アクリロニトリル
- ・オートルイジン

<生態影響(7物質)>

- ・1,3-ジクロロプロペン
- ・アクリル酸_n-ブチル
- ・**イソプロペニルベンゼン※**
- ・p-ジクロロベンゼン
- ・2,6-ジ-tert-ブチル-4-メチルフェノール
- ・[3-(2-エチルヘキシルオキシ)プロピルアミン]トリフェニルホウ素(III)
- ・**4,4'-(プロパン-2,2-ジイル)ジフェノール※**
(別名ビスフェノールA)

平成25年度 8物質

<人健康影響(1物質)>

- ・N,N-ジメチルホルムアミド

<生態影響(7物質)>

- ・ヒドラジン
- ・ブロモメタン
(別名臭化メチル)
- ・1,2,4-トリメチルベンゼン
- ・ナフタレン
- ・ α -(ノニルフェニル)- ω -ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(別名ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル)
- ・過酸化水素
- ・アクリル酸

※ 平成26年6月27日の3省合同審議会における
評価審議対象物質

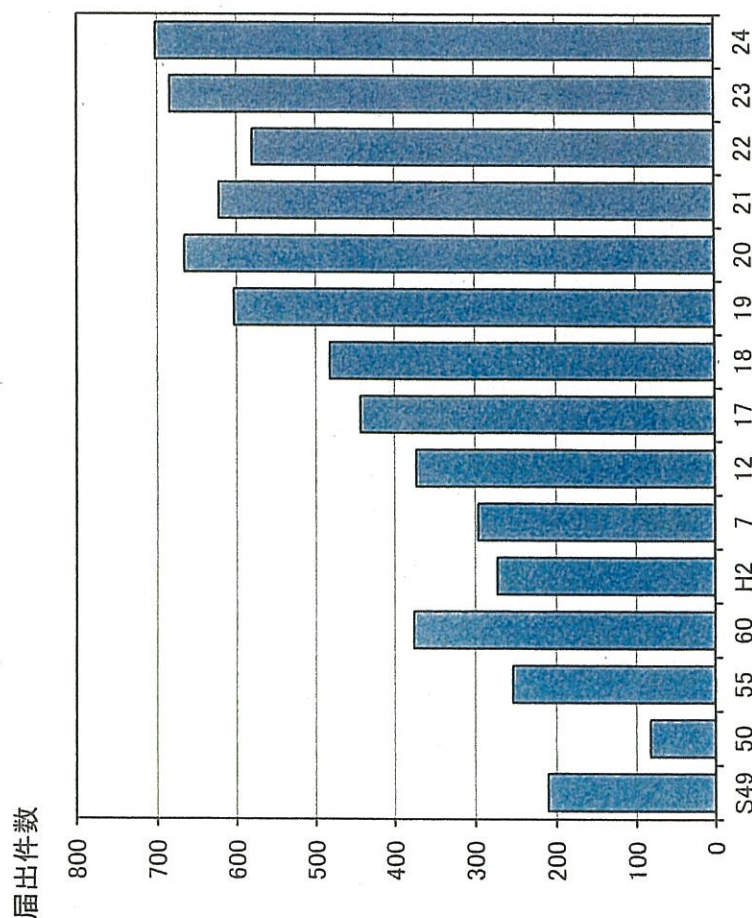
参考資料

- 化学物質審査小委員会の開催状況
- 化審法の施行状況(新規化学物質の事前審査)
- 少量中間物等新規化学物質確認制度

(参考)化審法の施行状況 新規化学物質の事前審査

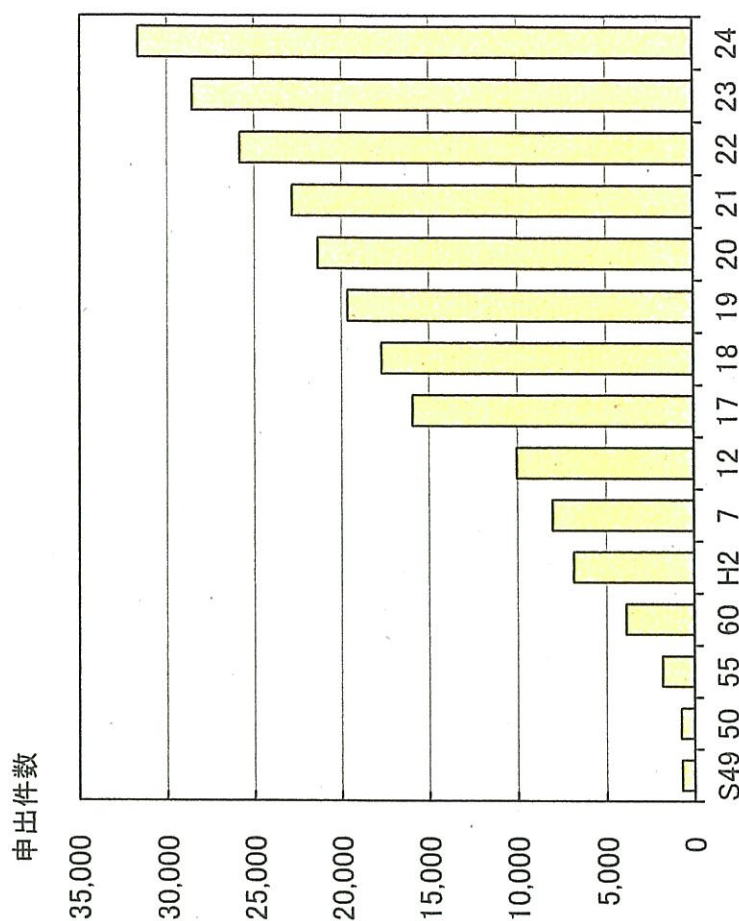
- 新規化学物質の届出件数は増加傾向にあり、平成24年度の届出件数は702件。
- 平成24年度の少量新規化学物質※の申出件数は31,672件。

新規化学物質の届出件数



年度(平成23年までは暦年)

少量新規化学物質の申出件数



年度(平成12年までは暦年)

※ 新規化学物質の全国における製造・輸入予定総量が、一年度に1トン以下である場合に、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣の確認を受ければ、事前審査等が必要なく、製造・輸入が可能となる。事業者は毎年度、受付期間(年4回)に申し出て、製造・輸入できる数量について確認を受ける必要がある。

(参考)少量中間物等新規化学物質確認制度について②

■ 規制改革実施計画に盛り込まれた事項

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)

事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
化学物質審査制度の見直し①(少量新規化学物質確認制度等の総量規制の見直し)	少量新規化学物質確認制度については、科学的考察を基に人の健康及び生態系に対する安全性を確保しながら、 <u>事業者の新規化学物質の製造・輸入に係る予見可能性を担保する仕組みとするため、低生産量新規化学物質に係る特例枠(10トン)との関係を考慮しつつ、一社単位で確認を行うことについて検討し、結論を得る。</u>	平成25年度 検討・結論	厚生労働省 経済産業省 環境省
化学物質審査制度の見直し②(少量新規化学物質確認制度の受付頻度の見直し)	事業者が事業機会を逃すことなく競争力を高めることを可能とする観点から、事業者の実情を踏まえて、少量新規化学物質の確認の申出の受付頻度を増加させることについて検討し、結論を得る。	平成25年度 検討・結論	厚生労働省 経済産業省 環境省
化学物質審査制度の見直し③(化学物質の用途等を考慮した審査制度の構築)	安全性と新規化学物質の開発に要する費用や期間の効率化との両立を図りつつ、化学物質の用途・曝露可能性等を考慮して人の健康及び生態系への影響を評価する新規化学物質の審査制度のあり方について、合理化の必要性が指摘されている個別の課題から検討を行い、結論を得る。	平成25年度 検討・結論	厚生労働省 経済産業省 環境省



諮 問 第 3 7 8 号

環 保 企 発 第 1406261 号

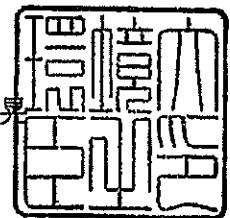
平成 2 6 年 6 月 2 6 日

中央環境審議会会長

武 内 和 彦 殿

環境大臣

石 原 伸 男



化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく第二種特定化学物質の
指定等の措置について（諮問）

標記について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第
117 号）第 56 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の規定に基づき、次のとお
り諮問する。

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 2 条第 3 項の第二種特定化学物
質の指定、同法第 35 条第 1 項又は第 36 条第 1 項に基づく第二種特定化学物質が使用
されている製品の指定、同法第 10 条第 2 項に基づく有害性調査指示、同条第 3 項の
規定に基づく当該有害性調査指示に係る報告に基づく判定及び同法第 35 条第 4 項に
基づく第二種特定化学物質の製造等の制限が必要である旨の認定について、貴審議会
の意見を求める。なお、意見を求める対象となる個々の化学物質又は製品については、
その都度提示することとする。」

（諮問理由）

「2020 年までにすべての化学物質による人及び環境への影響を最小化する」という
国際合意の達成に向けて、包括的な管理制度の導入等抜本的な見直しを内容とする化
学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「法」
という。）の改正が平成 21 年に行われた。

これを受け、法制定以前から存在する既存化学物質を含む一般化学物質について、

**④水俣病特措法に基づく救済措置に係
る判定結果について**

水俣病特措法に基づく救済措置の概要

○申請

平成 22 年5月1日から平成 24 年7月 31 日まで申請を受け付け、約6万5千人(熊本、鹿児島、新潟3県の合計)が申請。

このうち、

約4万8千人が、一時金(210 万円)等に申請、

約1万7千人が、保健手帳からの切替申請。

○救済対象者

①通常起こり得る程度を超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性があり、

②四肢末梢優位の感覚障害(手足の先の方の感覚が鈍いこと)及びこれに準ずる症状がある方 等

○申請期間

平成 22 年5月1日から平成 24 年7月 31 日まで

○給付内容

一時金:210万円のほか療養費(医療費の自己負担分)、療養手当(一月あたり平均約1.5万円)

○判定結果

約3万2千人が一時金対象と判定され、療養費対象者とされた約6千人の方と合わせると、合計約3万8千人の方が救済措置を受けることとなった。

(単位:人)

	一時金等の給付申請者数				切替者数 (※1)
	① 一時金等 対象該当者数	② 療養費対象 該当者数	③ ①、②のい ずれにも該当し なかった数	④ 合計	
熊本県	19,306	3,510	5,144	27,960	14,797
鹿児島県	11,127	2,418	4,428	17,973	1,998
新潟県 (※2)	1,811	85	77	1,973	29

(※1)水俣病特措法施行前に保有していた保健手帳から水俣病被害者手帳(水俣病特措法に基づく手帳)への切替え人数

(※2)新潟県については、8月22日時点の暫定値